

高齢者活躍宣言 事業所を 募集 します!



浜松市は70歳になっても
働くことが可能な環境を整備し、
高齢者雇用に積極的に取り組んでいる
事業所を認定・公表します。

募集期間
令和6年
7月1日(月)~
7月31日(水)
17時【必着】

認定事業所のメリット

- 1 事業所のイメージアップ
 - 認定マークの使用 ● 浜松市ホームページや「JOB はま!」サイト内で取組紹介
- 2 市が発注する建設工事・物品購入・業務委託における優遇措置
- 3 市主催のイベント等における出展優遇措置
- 4 浜松市ホームページ等における認定事業所の周知
- 5 浜松市奨学金返還支援事業における優遇措置

※企業負担割合の軽減



※奨学金返還支援事業
の詳細はこちら



JOBはま!へ

【問合せ・申請先】浜松市役所 産業部 産業振興課

〒430-8652

浜松市中央区元城町103番地の2 (市役所本館6階)

TEL : 053-457-2115 Eメール : rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市ホームページ サイト内検索

高齢者活躍宣言事業所

検索



認定申請要件

- ①申請する日の属する年度の4月1日現在において、1年以上浜松市に所在していること。
- ②高齢者の能力発揮・職域拡大に努め、又は就業の場における高齢者の活躍の推進に積極的に取り組み、70歳以上の者の就労が満70歳になった日を起算日として11カ月以上可能であること。
- ③浜松市公式就職情報サイト「浜松就職・転職ナビJOBはま！」の事業者登録をしていること。

申請から認定までの流れ

① 浜松就職・転職ナビJOBはま！へ事業者登録する

登録方法は、「JOBはま！」内に記載しています。

<https://www.shigoto-hamamatsu.com/>

JOBはま

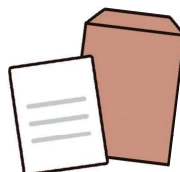
検索



② 申請

(1) 必要な書類

- ① 申請書（第1号様式）
- ② 取組み報告書（第2号様式）
- ③ 就業規則の写し



※①及び②は浜松市ホームページからダウンロードできます。

(労働基準法第89条の規定により就業規則を所管労働基準監督署長に届出をしなければならない事業所においては、その届出日がわかる箇所を含むものとする。)

(2) 提出方法

方法1

浜松市ホームページの申請フォームから提出

方法2

浜松市ホームページから様式をダウンロード・記入し、
(1)を産業振興課へ持参または郵送



(3) 募集期間 令和6年7月1日(月)～7月31日(水) 17時【必着】

③ 書類審査

申請書類を審査します。取組等の状況について確認することがあります。

④ 認定事業所の決定

認定証を交付し、浜松市ホームページ及び「JOBはま！」で事業所名を公表します。

